

みなかぜの虹

NO.7
平成28年7月20日
南風小学校学校運営協議会

本年度の計画が承認されました

本年度第1回の学校運営協議会が開催され、本年度の委員さんに市教育委員会から委嘱状が交付されました。

会議では、本年度の学校運営の方針とコミュニケーションスクールとしての事業計画「みなかぜ・レインボープラン2016」が承認されました。

本年度の委員さんは、下の表のとおりです。新しく4名の委員さんが委嘱されました。また、会長は昨年度に引き続き、森下会長、副会長は校区運営委員会の下田会長、PTAの木村会長が互選されました。

■南風小学校 学校運営協議会委員の皆様(敬称略)

地域住民 保護者 学識経験者	森下 碩哉	校区シニアクラブ連合会会長
	下田 貴和	区長会長 ※新
	坂口 恵一	南風公民館 館長
	渋谷 栄一	共創プラン委員長 スポーツ少年団
	梶原 善仁	体育委員長
	青 妙美	民生児童委員
	久我 智美	社会教育委員 ※新
	木村 公治	PTA会長
	中村 利加	PTA副会長 ※新
	塘口 一光	PTA副会長 ※新

第1回 学校運営協議会の様子



「※新」は、本年度新規の委員

みなかぜ・レインボープラン2016の策定

南風小の子どもたちの課題である「根気強さ」や「積極性」を向上させるため、「自己肯定感」を育成するための事業を昨年度に引き続き行っていくことが承認されました。事業の全体的な内容につきましては、次号でお知らせしますが、特に本年度、新規に行なうことを紙面の都合上、3つ紹介します。

● 志ノート

2年生以上の子どもたちが、毎日の今日のめあて「志」を決めて取り組みます。週末には「志ノート」を家庭に持ち帰り、家庭でのコミュニケーションに活用していただきます。

● みなさんぼ(ウォークラリー)

昨年初めて南風校区で始ました、校区を散策しながらクイズに答えていくウォークラリーに、6年生と1年生のペアで参加し、南風校区への愛着につなげたいと考えています。今年は、10月8日(土)に、校区の共創プラン委員会と学校の共催で行います。

● みなにこサロン

各区の集会所等で開催されているサロン活動に2年生が参加して、サロンを利用している地域住民の方々との交流を図ります。

※ 裏面に、コミュニケーションスクールについての資料を昨年度に統いて再掲します。

コミュニティ・スクール・みんなかぜ2年目です

「コミュニティ・スクール」って何？

「コミュニティ・スクール」というのは、学校運営協議会を設置した学校のことです。ここで、学校運営協議会について紹介します。

Q1 なぜ、学校運営協議会なのでですか。

不審者をはじめ、子どもが巻き込まれる悲しい事案が後を絶ちません。地域の大人がつながることで、より一層求められているように思います。学校運営協議会という制度は、子どもたちのまわりにいる地域の人が互いに理解し合い、協力し合って、我が街の子どもたちを守り、育てようとするための仕組みです。いつも、「子ども」を中心据えて「まちづくり」を進めてこられた南風小学校にはぴったりの取組だと思います。これまででも保護者と地域、そして南風小学校はどうもつながり合って、いろいろなことを行なってきました。この校区づくりを末永く継承し、発展させていくことを担保するため、この制度を活用していきたいと考えています。

Q2 学校運営協議会とは何ですか。

国の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第47条の5に規定された組織です。糸島市は、「糸島市学校運営協議会規則」を定めています。そのなかで、保護者や地域住民の学校運営への参画や連携を進め、地域に開かれ、地域に支えられた学校づくりが目的であると述べています。

Q3 どんな人が委員になりますか。

委員は、
① 地域住民
② 保護者
③ 学識経験者
④ その他教育委員会が必要と認める者
のうちから教育委員会が任命します。
糸島市では、11人以内と決められて
います。市町村によって、この人数は異なります。

Q4 どんな役割があるのですか。

- ① 学校の運営方針を承認すること（教育課程や組織編成、予算等）
- ② 学校の運営状況の評価
- ③ 学校の職員の採用や任用について意見を述べること
- ④ 協議会の活動を地域住民等に知らせ、理解や協力を求めることがあります。

Q5 これまでの組織との違いは？

これまで、学校には「学校評議員制度」などの組織がありました。それらの組織とは違う点が大きく二つあります。

- ① 「決める」ことができます。
これまでの学校評議員制度は、委員さんが個人の意見を述べ、アドバイスをするというものでした。しかし、学校運営協議会は、学校運営協議会としての結論をみんなで話し合って決めることができます。いわゆる「合議制」の組織です。
- ② 委員さんの位置づけが違います。
委員さんは、地方公務員法における非常勤の特別職になりますから、秘密を守る「守秘義務」などが規定されています。